



食品リサイクル関連最新情報および 不正転売防止策の強化について

平成30年2月5日

環境省 環境再生・資源循環局
リサイクル推進室

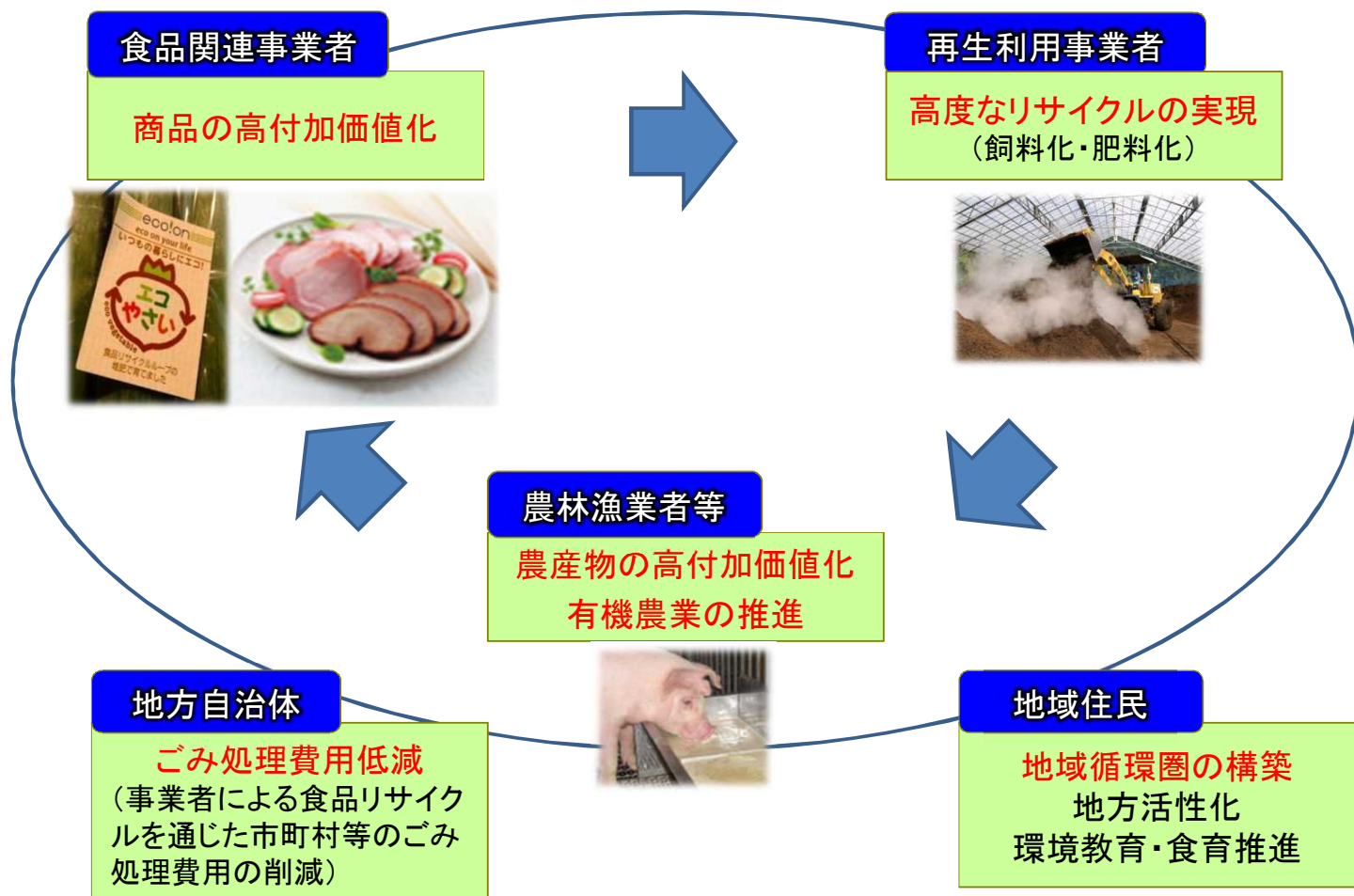
目次

1.	食品廃棄物の全体像と食品リサイクル法について	2
2.	食品リサイクルの推進	15
3.	食品ロス削減の取組	26
4.	不正転売防止策の強化について	38

食品廃棄物の全体像と食品リサイクル法について

全体像1

食品リサイクルの理想像(当セミナーの目的)



食品リサイクル法の趣旨

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、

- ①発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、
 - ②資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収するため、
- 食品関連事業者による再生利用等の取組を促進する。

○関係者の責務

- | | | |
|--------------------|---|----------------|
| 食品関連事業者(製造、流通、外食等) | … | 発生抑制、減量、再生利用等 |
| 消費者等 | … | 発生抑制、再生利用製品の使用 |
| 国・地方公共団体 | … | 再生利用の促進、施策実施 |

- 食品関連事業者が再生利用等を行う際の基準の設定(省令)
- 業種別の食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用等の実施率の目標の設定
- 再生利用等の実施率については、個々の事業者ごとにも目標を設定
- 食品廃棄物等を多量に発生する事業者(年間100トン以上)に対する定期報告の義務付け(年1回)
- 再生利用事業を促進する制度
 - 再生利用事業者の登録制度
 - 再生利用事業計画(リサイクルループ)の認定制度
- 食品関連事業者による取組が「著しく不十分」な場合の勧告・公表・命令・罰金

再生利用等

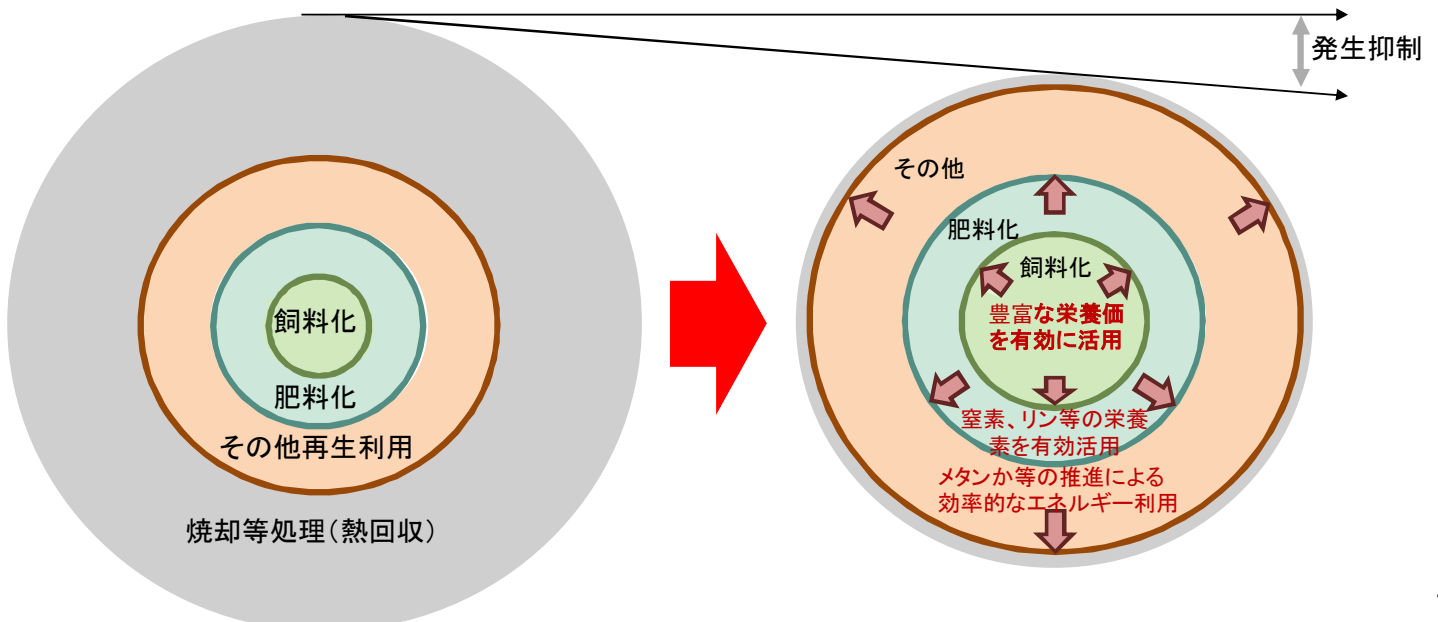
食品リサイクル法では、①発生抑制する、②再生利用する、③熱回収する、④減量するが再生利用等に取り組むときの優先順位となります。



再生利用等の手法の「優先順位」

発生抑制 > 再生利用(飼料化) > 再生利用(肥料化) > 再生利用(その他) > 熱回収 > 減量

- 飼料化と肥料化(メタン化の際に発生する消化液を肥料利用する場合を含む。)については、食品循環資源が有する豊富な栄養価をより有効に活用できる**飼料化を優先**。
- 飼料化・肥料化が困難なものについては、**その他の再生利用**(メタン化によるエネルギー利用等)を推進する。
- 再生利用が困難なものについては、熱回収を行う。



食品由来の廃棄物等は 約**2,775万**トン(H26)

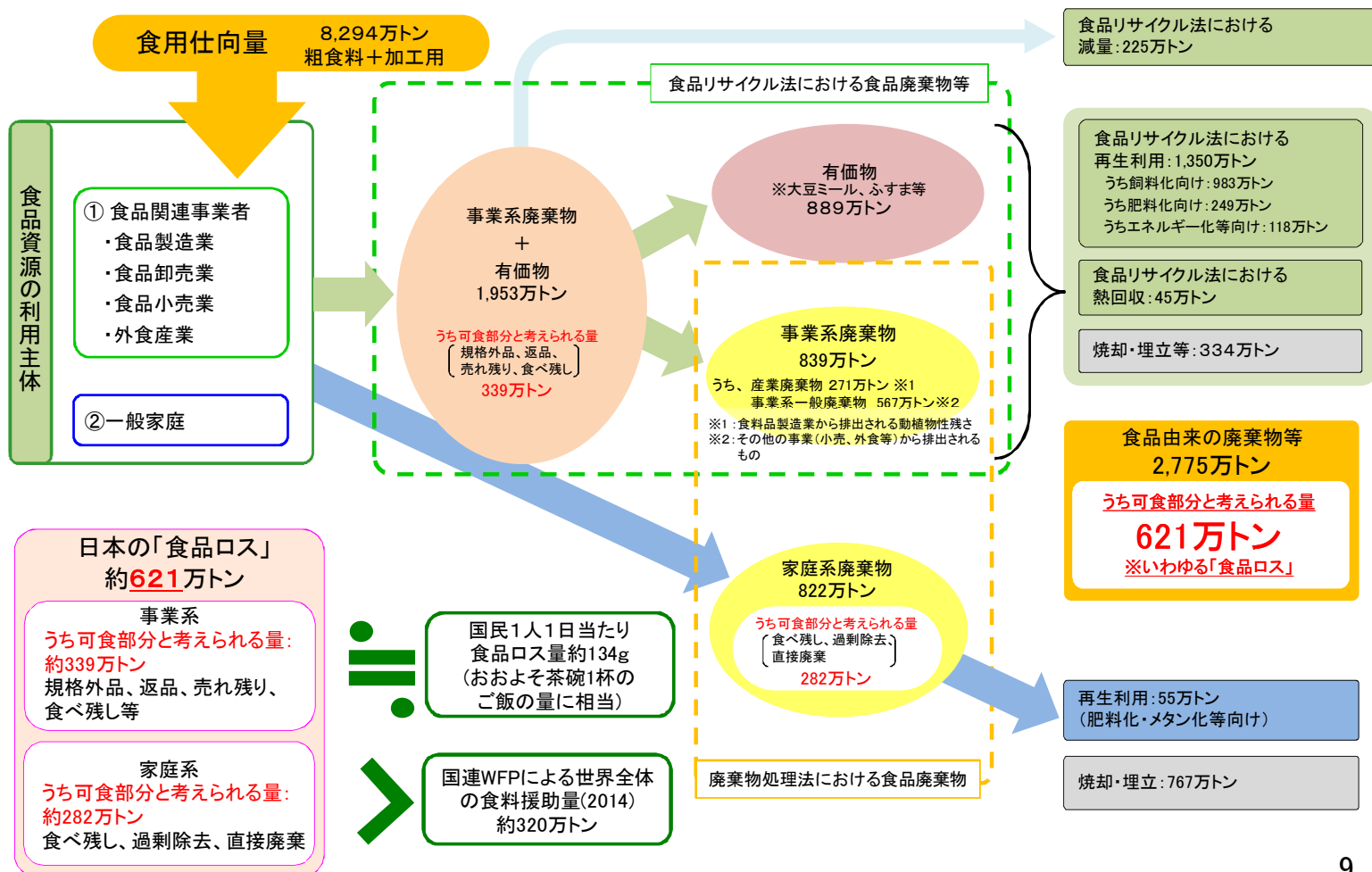
・ **事業者**から 約**1,953万**トン

⇒(リサイクル率は高くとも) **大量**に発生

・ **家庭**から 約 **822万**トン

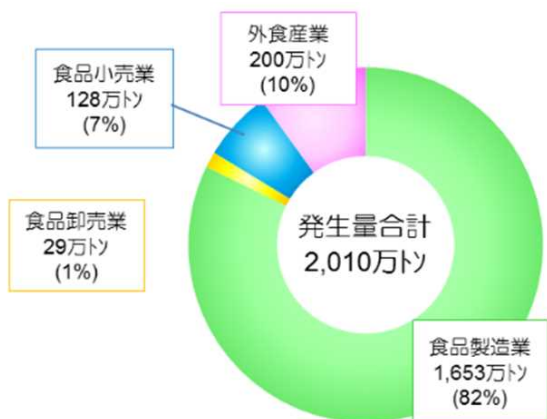
⇒大半がリサイクルされず **焼却・埋立**

全体像7 食品廃棄物等の利用状況等(平成26年度推計) <概念図>

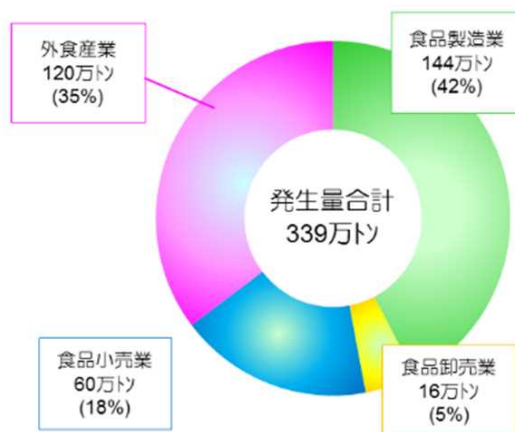


- 食品廃棄物等の発生量は、2,010万トン(平成27年度)であり、このうち **食品製造業が82%**を占めている。
 - その一方で、食品廃棄物等のうち、**可食部に限ると、その発生量339万トン(平成26年度)**のうち、食品製造業が42%でしかない。
- ⇒ **食品ロスの削減は、食品製造業だけでなく、フードチェーン全体で取り組むべき課題**

①食品廃棄物全体(H27)



②食品廃棄物(可食部のみ)(H26)

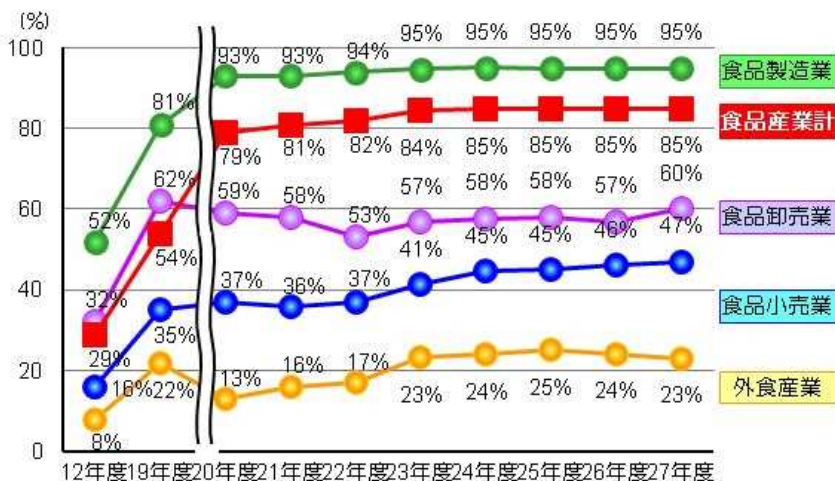


■ 食品廃棄物等の再生利用等実施率(平成27年度)

業種	年間発生量(万t)	業種別実施率目標(%)	再生利用等実施率(%)							
			発生抑制	再生利用	(用途別仕向先)			熱回収	減量	
					飼料	肥料	その他			
食品製造業	1,653	95	95	13	81	77	16	6	3.0	11
食品卸売業	29	70	60	12	51	33	51	16	0.0	4
食品小売業	128	55	47	18	37	41	34	25	0.0	0
外食産業	200	50	23	8	14	22	35	43	0.0	3
食品産業計	2,010	-	85	13	71	74	17	8	2.0	10

(注)実施量は四捨五入の関係で合計が合致しないことがある。

■ 食品循環資源の再生利用等実施率の推移



- 事業系の食品廃棄物等の発生量は**約2,010万トン(H27)**、このうち**食品製造業が約8割**。
- 食品循環資源は、食品流通の川下に至るほど分別が困難。**再生利用等実施率は、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順に低下**。

- 基本方針で定めた再生利用等実施率の業種別目標は、平成31年度までに、**食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%**。
- 業種別目標は、**個々の事業者ごとの再生利用等の実施率目標(基準実施率)**が達成された場合に見込まれる水準に設定。

再生利用等実施率の算出式

再生利用等実施率＝

$$\frac{\text{発生抑制量} + \text{再生利用量} + \text{熱回収量} \times 0.95(\text{※}) + \text{減少量}}{\text{発生抑制量} + \text{発生量}}$$

(※) 食品廃棄物残さ(灰分)を除いたものに相当する率

目標・定期報告に関するお問い合わせは、**地方農政局** または **地方環境事務所**まで
お願いいたします。

基準実施率(個別企業の目標値)の算出式

$$\text{基準実施率} = \text{前年度の基準実施率} + \text{前年度基準実施率に応じた増加ポイント}$$

(注1) 20%未満は20%として基準実施率を計算

(注2) 平成19年度の基準実施率は平成19年度の実績

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

発生抑制の目標値(原単位方式)

発生抑制の目標値 (目標値の期間 5年(平成26年4月1日～平成31年3月31日))

業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg/百万円	そう菜製造業	403kg/百万円	その他の飲食店	108kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg/百万円	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	184kg/百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg/百万円	結婚式場業	0.826kg/人
野菜漬物製造業	668kg/百万円	各種食料品小売業	65.6kg/百万円	旅館業	0.777kg/人
味そ製造業	191kg/百万円	菓子・パン小売業	106kg/百万円	新たに設定された目標値(平成27年)	
しょうゆ製造業	895kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円		
ソース製造業	59.8kg/t	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	175kg/百万円	その他の畜産食料品製造業	501kg/t
パン製造業	194kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	152kg/百万円	食酢製造業	252kg/百万円
麺類製造業	270kg/百万円	居酒屋等	152kg/百万円	菓子製造業	249kg/百万円
豆腐・油揚げ製造業	2,560kg/百万円	喫茶店	108kg/百万円	清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t
冷凍調理食品製造業	363kg/百万円	ファーストフード店	108kg/百万円	給食事業	332kg/百万円

※ 評価にあたっては、再生利用の取組もまた重要であることから、別途設定されている再生利用等実施率目標の達成状況とあわせ総合的に評価される必要がある。

セミナー・シンポジウムやガイドライン等で優良取組事例を積極的に紹介

食品リサイクルに関する取組例を周知することで、他の事業者の取組を促進



食品ロス削減シンポジウムにおける紹介例 (H28年10月)

- ・ (株)イトーヨーカ堂
- ・ サトレストランシステムズ(株)



不正転売防止ガイドラインにおける紹介例

- ・ ユニー(株)

優良事業者の認証・登録制度

食品リサイクルに関する優良な取組を進める事業者を認証等することで、食品関連事業者の取組を促進

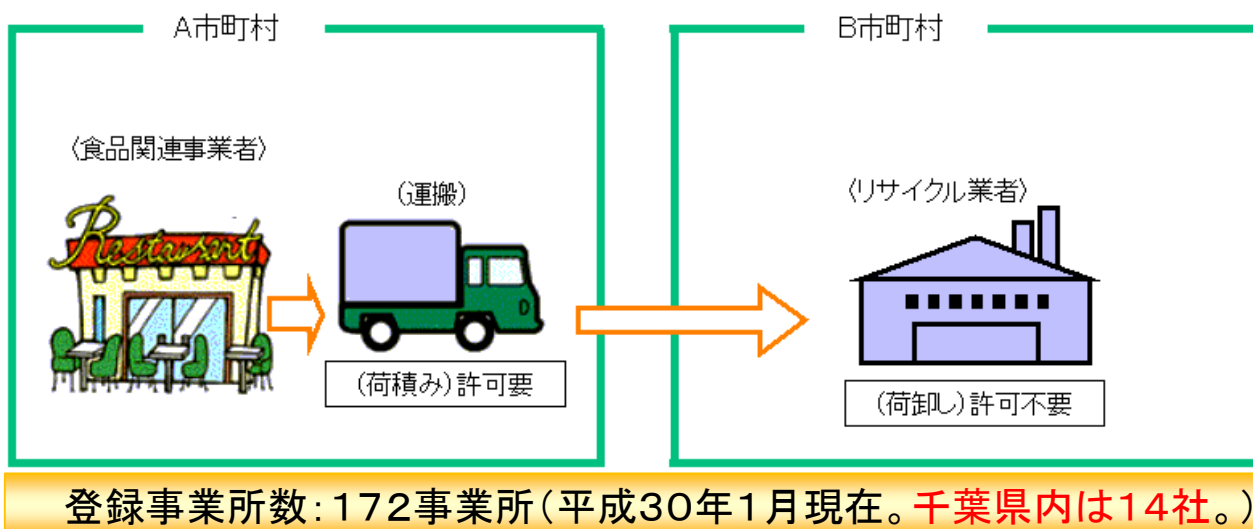


食品リサイクルの推進と環境に優しい取組を行った事業者を優良事業者として認証・登録し、マークを付与。認証される要件の一つに、食品リサイクル法の再生利用等実施率の達成が含まれる。

エコアクション21は、ISO14001規格を参考にした、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システム。銀行、信用金庫、信用組合等の多くの金融機関では、エコアクション21に取り組む事業者への低利融資制度がある。

食品リサイクルの推進

- 食品循環資源の再生利用の委託先となるリサイクル業者の育成を図る制度
- 廃棄物処理法の特例
 - ・ 荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要
 - ・ 一般廃棄物処分手数料の上限規制の撤廃
- 肥料取締法・飼料安全法の特例
 - ・ 農林水産大臣への届出不要



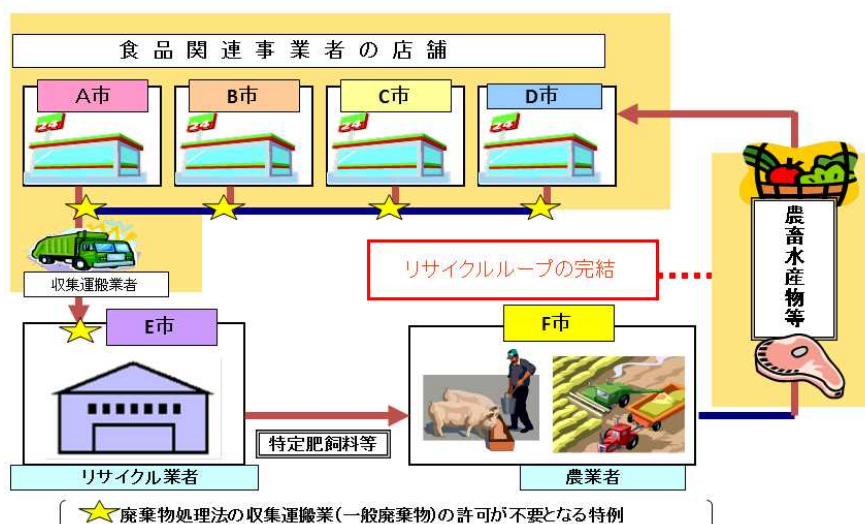
食品関連事業者にとってのメリット

- 再生利用事業者の選定に活用可能

再生利用者にとってのメリット

- 委託先の拡大等
- 肥料取締法・飼料安全法の特例(製造、販売等の届出不要)
- 廃棄物処理法の特例
 - ・ 一般廃棄物に該当する食品廃棄物を市区町村の区域を越えて運搬する場合、積荷を下す市区町村の許可が不要
 - ・ 一般廃棄物の収集運搬及び処分の料金は市区町村が定めた処理料金の額を超えても良い

- 川下(小売・外食事業者)については広域での食品循環資源の収集運搬が困難(原則は、収集先の市町村ごとに許可が必要)。
- 小売・外食事業者等が排出した資源に由来するリサイクル肥飼料を用いて生産された農畜産物を利用・販売する計画が主務大臣の認定を受けた場合には、計画内の食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可を不要とする。
- 平成30年1月現在、全国で52件が認定済み。(千葉県内では6件認定。)



食品関連事業者にとってのメリット

- 食品循環資源の利用を環境対策としてアピール
- ループで得られた食品をブランド化

再生利用者にとってのメリット

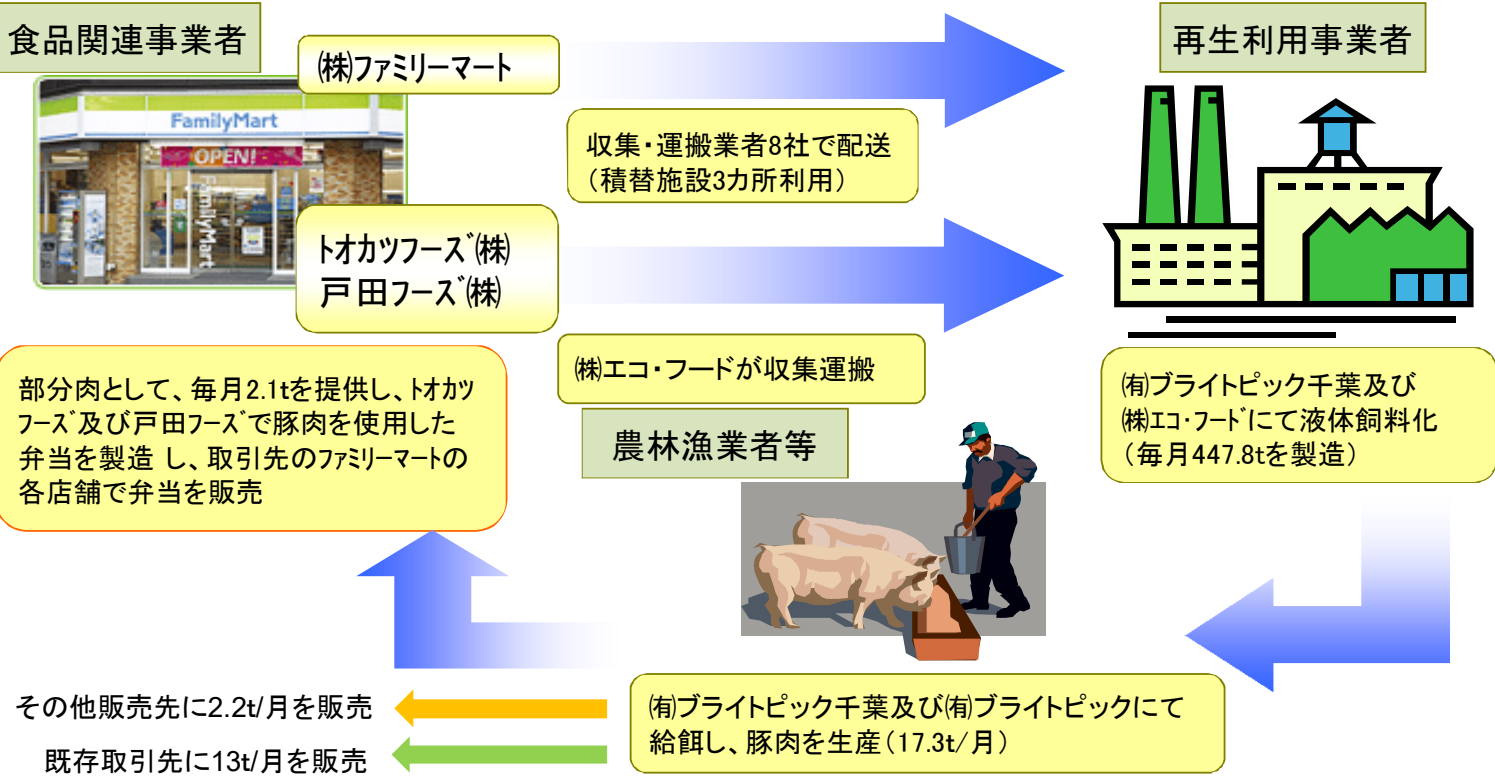
- **肥飼料の安定的な販売先の確保**
- 肥料取締法・飼料安全法の特例(製造、販売等の届出不要)
- 廃棄物処理法の特例
 - 一般廃棄物に該当する食品廃棄物の収集運搬業の許可が不要
 - 一般廃棄物の収集運搬及び処分の料金は市区町村が定めた処理料金の額を超えても良い

農林漁業者にとってのメリット

- 農畜水産物の安定した販売先の確保

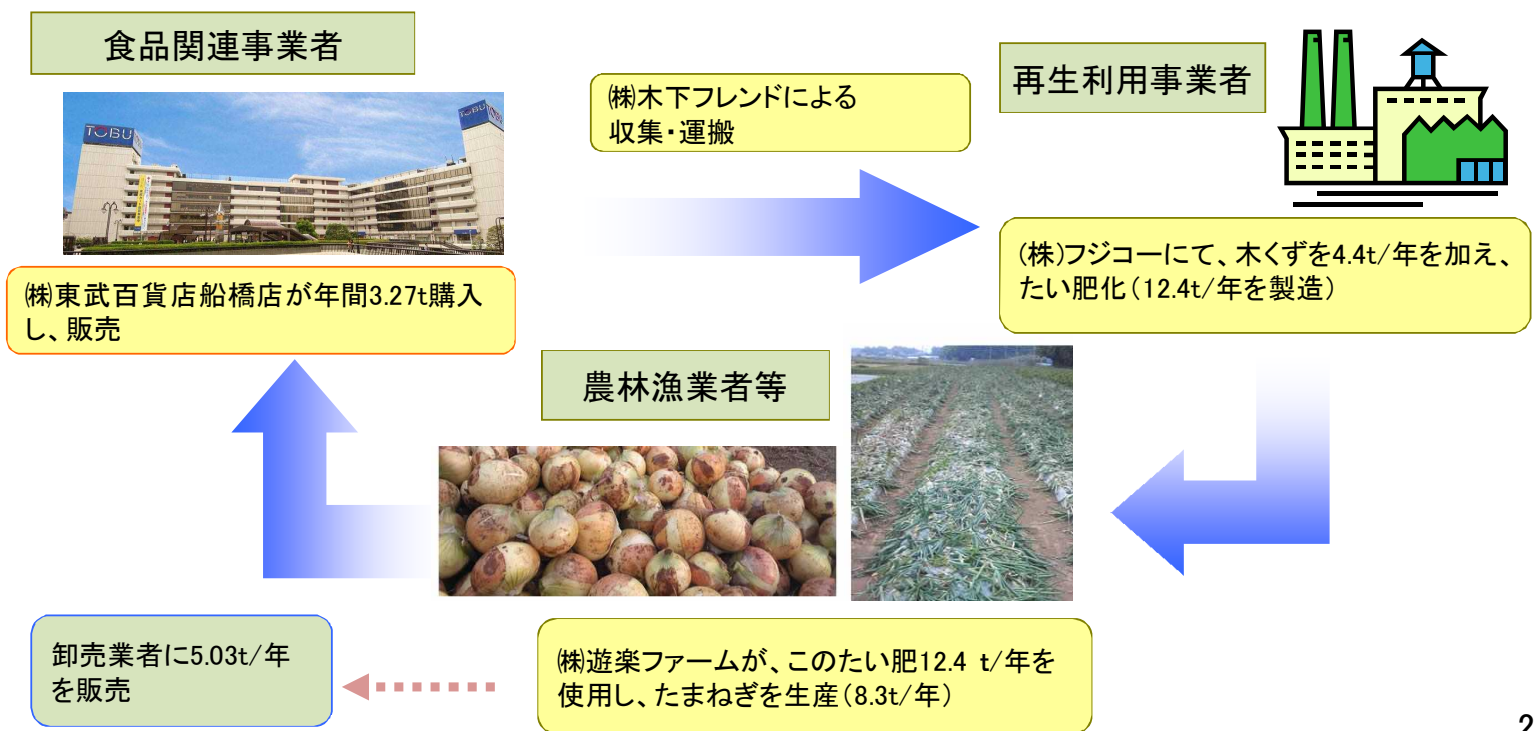
ファミリーマート、ブライトピック、エコ・フードなどの取組

東京都、神奈川県(株)ファミリーマート1049店舗の食品残さ 262.3t/月とトオカツフーズ(株)の5工場(栃木県、神奈川県)、戸田フーズ(株)の2工場(埼玉県、神奈川県)の食品残さ:200t/月を基に豚肉を生産し、精肉として毎月0.7tを豚肉を販売



東武百貨店等、フジコー、遊楽ファームなどの取組

(株)東武百貨店船橋店の食品残さ:20 t/年を基に、(株)遊楽ファームが、このたい肥12.4 t/年を使用し、たまねぎを生産(8.3t/年)野菜を生産し、(株)東武百貨店船橋店が、年間3.27t購入し、消費者向けに販売。



食品リサイクル法の新たな基本方針 (H27.7策定)

- ・ 民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村の定める一般廃棄物処理計画に適切に位置付け
- ・ 国は、地方公共団体に対して、リサイクルループが認定計画に沿って円滑に行われるよう周知
- ・ 市町村における一般廃棄物の処理料金については、環境保全を前提としつつ地域の実情に応じて市町村が決定しているが、その際には、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえることが望ましい。また、廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進
- ・ 国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するために、食品廃棄物等多量発生事業者は国に食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量を都道府県別にも報告することとし



廃棄物処理法の新たな基本方針 (H28.1策定)

(後述)



都道府県・市町村廃棄物部局
向け通知を発出 (H28.5)

廃棄物処理法の新たな基本方針 (H28.1策定)

- ・ 家庭から排出される食品ロスの発生量を調査している市町村数(平成26年度49市町村)を、平成30年度に200市町村に増大させる目標を設定。
- ・ 環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう明記
- ・ 一般廃棄物である事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、(中略)、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設けることが必要である旨明記
- ・ 食品廃棄物の再生利用に係る施設については、(中略)必要な処理能力を確保できるよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む

ごみ処理基本計画策定指針 (H28.9.15改訂)

食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画については、当該計画の範囲内において食品廃棄物の再生利用製品の確実な利用が確保されるものであることから、当該計画において再生利用を実施する者による食品廃棄物の受入れが積極的に後押しされるべきものである。

- 環境省では、学校給食からの食品ロス削減・リサイクルのモデル的な取組を行う市町村を支援するため、「学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業」を実施。
- 平成27年度は3件(北海道札幌市、長野県松本市、岐阜県恵那市)、平成28年度は2件(京都府宇治市、千葉県木更津市)、平成29年度は2件(京都府宇治市、山梨県甲府市)のモデル事業を実施。

平成28年度モデル事業の概要

＜京都府宇治市＞

「食べきり 広げよう ゼロの輪 ～もったいないから学ぶ宇治市の食品廃棄物の削減～」

- ・ 学校給食の食べ残し量を料理別に計量し、現状の課題を把握。児童自らが食品ロス削減の取組を提案して、再び食べ残し量を計量。
- ・ 取組内容とその成果を説明したパネル等を作成し、「食べきりフェスタ」というイベントで発表する。

＜千葉県木更津市＞

「かずさオーガニックビレッジ計画(学校給食を活用した地域活性化事業)」

- ・ 学校給食の食材に、地元生産者の生產品(オーガニック野菜等)を積極的に活用。給食の残渣を堆肥化し、地元の生産者に提供する。
- ・ その際、課外プログラムで児童と農家との交流会を実施し、児童に「食の大切さを」を認識させる等の食育活動を行う。

事業目的・概要等

背景・目的

アジア諸国を中心に、世界の廃棄物の量が急増し、喫緊の課題になっている。他方で、大量に発生する廃棄物はエネルギーを生む重要な資源であり、資源循環と気候変動の統合的取組の必要性がG7や循環基本計画等において指摘されている。2016年に発効した「パリ協定」等を踏まえれば、廃棄物分野における徹底的な気候変動政策の推進が国内外で不可避となっている。

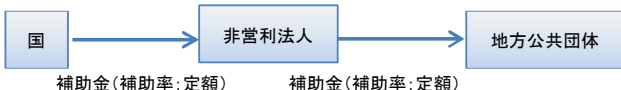
こうした状況を踏まえ、本事業では、国際的にもニーズの高い我が国の地域循環圏・エコタウンについて、低炭素化及び地域資源循環の高度化に資する地方公共団体等の取組を支援し、循環産業の海外展開も一層促進できる循環分野での地域循環圏モデルの確立・高度化を後押しする。

事業概要

低炭素化に貢献する地域循環圏の構築に向け、各類型パターン(①里地里山山海地域、②都市・近郊地域、③動脈産業地域、④広域地域)に属する地域において、食品、バイオマス、プラ等の素材に着目した地域循環圏プランを作成し、地球温暖化対策地方公共団体実行計画等に位置付けることを支援する。

事業スキーム

＜間接補助事業＞



事業期間: H30年度～H32年度

期待される効果

- ・ 木質バイオマス、下水汚泥等の廃棄物バイオマスのエネルギー利用や地域資源循環を通じた地域活性化。
- ・ 食品、バイオマス、プラ等の地域での循環を通じた低炭素化の促進。

イメージ

事例1 鳥取県



事例2 神戸市

間伐材や食品廃棄物等の地域バイオマスを下水汚泥と混合し、効率的なバイオガス発電を実施



食品ロス削減の取組

子供から大人まで、すべての方が日常生活において継続的に発生させている。

- 循環を基調とした3R型ライフスタイルへの転換を国民一人ひとりに対して啓発する上で、食品廃棄物に関する取組は重要な題材
- 特に子供に対する環境教育・食育・ESD活動の題材として最適なものの一つ



「さっぽろ学校給食フードリサイクル」による食育・環境教育の様子(札幌市HPより環境省作成)

食べられるにもかかわらず捨てられている「食品ロス」の削減は、廃棄物のリデュースのみならず、温室効果ガス削減効果等の環境負荷低減効果も大きい。

- 廃棄物の排出量・最終処分量、温室効果ガス、水資源の使用量の削減
- 焼却時のエネルギーロスの削減



飼料化・肥料化等の高度なりサイクルが可能な資源。

- 食品リサイクルループを始めとして食品リサイクルを通じた地域循環圏の構築による地方創生に貢献
- 食料自給率・飼料自給率の向上にも資する。



出典: 中部地方環境事務所HP

食べきることで…

ゴミを減らして、
水資源の節約にもなる。

必要な分だけ、
スマートにお買い物。

ばら売りなら、
必要な分だけ買うから
無駄がない！
お財布にもやさしい！



1人1日あたりの食品ロスは、
134g! これは、お茶碗1杯分。
このうち、家庭からでる食べ残
しは、22gです。

1年間食べきりを続けることで

お茶碗約60杯分を削減！
お米の生産から廃棄までに
必要な水を約**452ℓ**削減!



※数値は環境省の「3R見える化ツール」で計算

国外

国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定。G7新潟農相会合、G7富山環境相会合等で、食品ロスを重要な課題として位置づけ。

- 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(平成27年9月)
2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させることが掲げられている。
- G7新潟農相会合(平成28年4月)、G7富山環境相会合(平成28年5月)
農相会合では、食料の損失・廃棄の削減について、経済・環境・社会において非常に重要な世界的問題であると強調。環境相会合では、食品ロス・食品廃棄物の最小化に向けた取組の加速化を盛り込んだ「富山物質循環フレームワーク」を採択。



国内

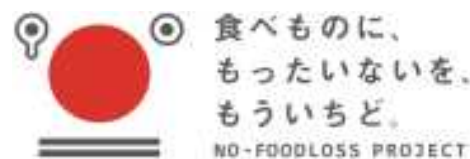
「経済財政運営と改革の基本方針2016」や「日本再興戦略2016」では食品ロスの削減やフードバンク活動の推進について、新たに記載。

- 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月)
食品ロス等の削減を進め、循環共生型社会の構築に向けた取組を推進。
- 日本再興戦略2016(平成28年6月)
 - ・食品ロスの削減に向けて、食品事業者と消費者、行政の連携による国民運動を抜本的に強化。
 - ・生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を、必要としている人や施設に届けるフードバンク活動を推進。

食品リサイクル法の基本方針(H27.7策定)

- ・ 食品ロス削減に関わる様々な関係者が連携して、**フードチェーン全体での食品ロス削減国民運動を展開**。
- ・ 食品ロス削減による環境負荷低減効果の試算。
- ・ **食品ロス発生状況の把握・取組効果の「見える化」**を通じた国民に対する働きかけの強化。

- ・ 製造工程・輸送工程でのロス削減、賞味期限の延長
- ・ 小売における食品廃棄物等の継続的な計量
- ・ 外食におけるドギーバッグの導入
- ・ 食品関連事業者等によるフードバンクの積極的活用
- ・ 消費者の過度な鮮度意識の改善
- ・ 商慣習見直しに向けた取組の支援
- ・ 関係省庁、自治体、関係団体が連携した普及啓発



愛称「ろすのん」

30

「食べ残し」対策の留意事項(H29.5.16発出)

1 食べきりの促進

- ・ 持ち帰る前に、消費者・飲食店それぞれの立場から、食べきりの取組を促進することにより、**「食べ残し」の削減**を進めましょう。
- ・ 自分自身の食事の適正量を知り、**食べきれると思う量を注文**するようにしましょう。
- ・ 食べ放題のお店では、元を取るために無理をして皿に盛ったり、**食べ残すのはやめましょう**。 等

2 食べ残し料理の「持ち帰り」は自己責任の範囲で

- ・ 飲食店等で提供され、数時間、常温に置かれた食べ残し料理は、提供後すぐの状態の料理と比較し、**食中毒リスクは高まります**。残った料理を持ち帰る場合は、食中毒リスクを十分に理解した上で、**自己責任の範囲で行うように**しましょう。 等

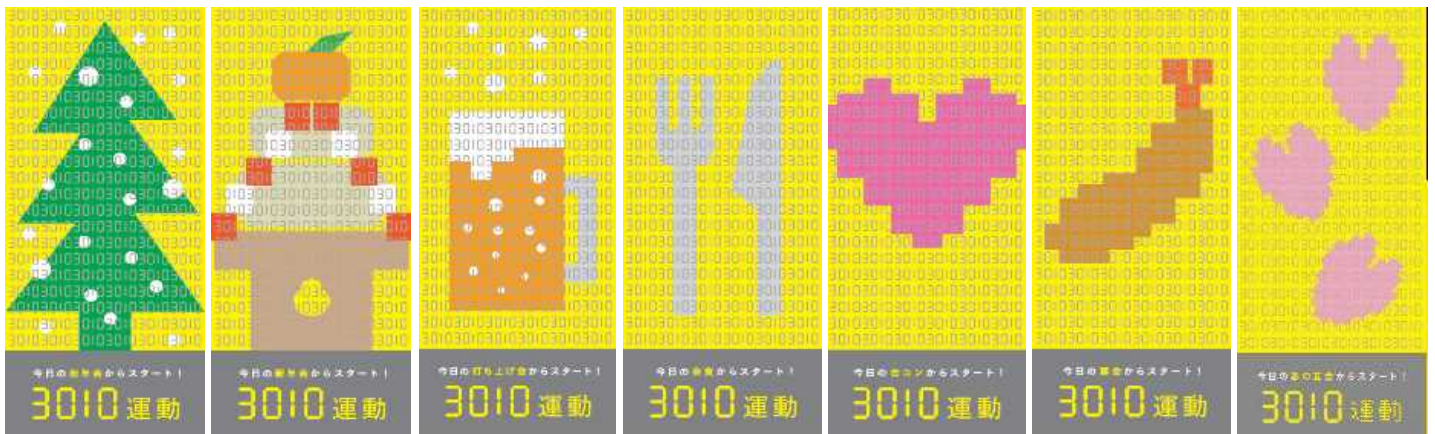


出典:福井県「おいしい福井食べきり運動」ホームページ

お持ち帰りパックの写真

31

環境省では、3010運動を推進すべく、卓上三角柱ポップを作成。
イラスト違いで全7種（忘年会用、新年会用、春の宴会用、通年用4種）を用意。



環境省HP
からお好きな
デザインを
ダウンロード



① A4に出力する



② 山折りにし、
のりしろにノリをつける



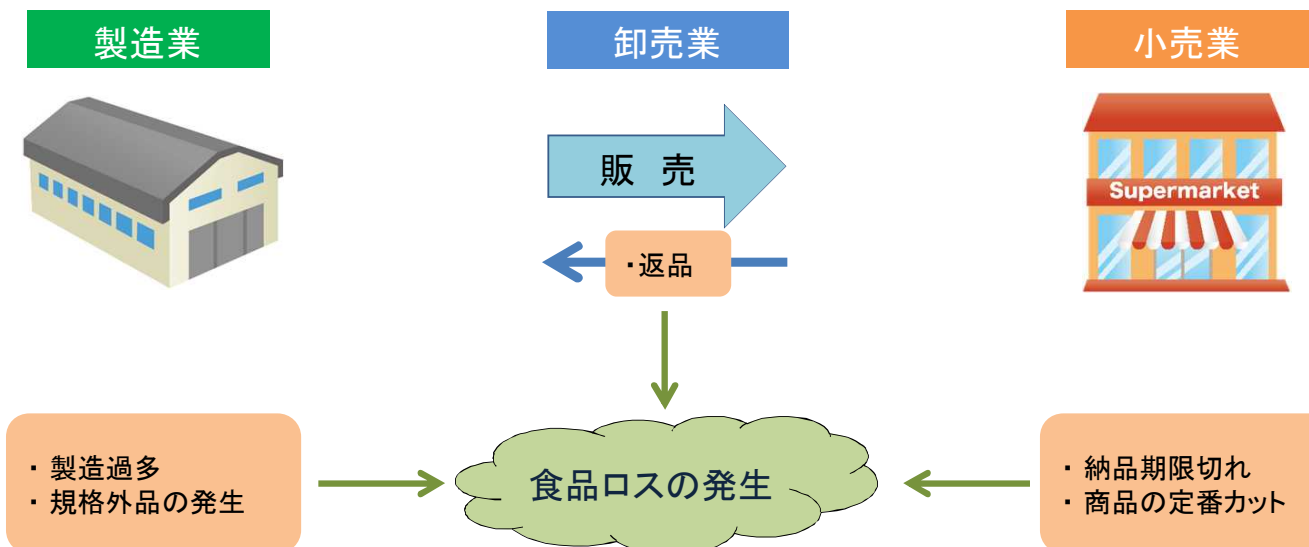
③ 三角柱にし、
テーブルの上などに置く



完成！

食品ロスの発生要因

- ・製造業： 製造段階での印字ミス、規格外品の発生、製造過多
- ・卸売業： 流過程での商品の汚損・破損
- ・小売業： 需要予測のズレによる売れ残り
新商品販売や規格変更に合わせて店頭から撤去された食品（定番カット食品）
納品期限切れによる受取拒否



毎年1回、全国の市区町村に対して「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」のアンケート調査を実施。平成28年度は、全国1741市区町村のうち、1599市区町村(約92%)から回答を得た。

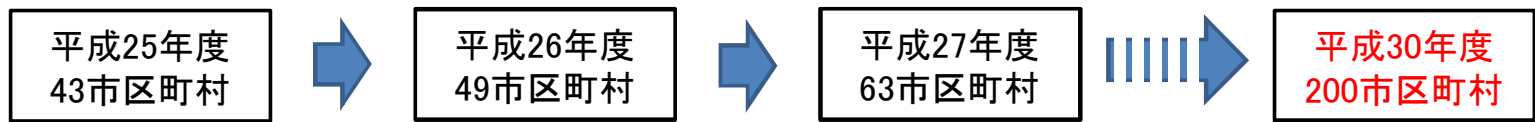
- ・現在食品ロス量の組成調査は実施していないが、今後は行う予定…81市区町村
- ・調査にかかわる情報・ノウハウが得られれば、食品ロス量の組成調査を実施したい…56市区町村

市区町村による取組を支援

H29～ 環境省支援メニュー

食品ロス量調査のための
ハンドブック策定
(H29年度末公開予定)

食品ロス量調査のための
費用を助成
(H29年度: 15市区町村)



「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として、平成28年10月10日に設立(環境省・農水省・消費者庁が協力)

組織

会長 崎田裕子 (NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長
3R活動推進フォーラム 副会長)

会員 47都道府県、
270市区町村
(H30.1月現在)
(千葉県と
県内12市町が参加)

福井県
循環社会推進課



平成29年10月30日、31日に第1回食品ロス削減全国大会～広げよう30・10inまつもと～を長野県松本市において開催。30日には、全国の自治体、食品関連の企業・団体関係者や、多くの松本市民の皆さまとともに、食品ロス削減への決意を全国へ発信した。31日には、自治体向けの研修会を行った。参加者は約800名（約100自治体が参加）であった。

10月30日（1日目）

オープニング（13:00～13:30）

菅谷松本市長が「食品ロス削減の取組を各主体が共有する、有意義な日にしたい」と開会のあいさつをし、伊藤環境副大臣、長野県の中島副知事より祝辞を行った。その後、開催自治体である松本市が、これまでの食品ロス削減の取組について発表した。

トークショー＆ミニ講演（13:30～14:50）

元大関の把瑠都さん、食育インストラクターの和田明日香さんをゲストに招き、ご自身の体験を交え、食品ロスについてトークショーを行った。話題は把瑠都さんの祖国エストニアのこと、昨今広まりつつあるフードドライブのことなど多岐にわたり、和田さん自作の食品ロス削減に資するレシピで作った料理を把瑠都さんが試食する一幕もあった。トークショーの最後には、会場が一体となり、「食品ロスを減らそう！」と力強く宣言を行った。

ミニ講演では、気象予報士の菊池真以さんから、天候の長期予報を踏まえて製造量を調節し、食品の廃棄量を減らす企業の取組など、気象と食品ロスの関連についての講演が行われた。

パネルディスカッション（14:50～16:30）

パネルディスカッションでは、パネリストから、それぞれの立場で取り組んでいる食品ロス削減の内容について報告があり、議論を行った。最後に、「10月30日を食品ロス削減の日にし、食品ロス削減の活動を広めていく契機とする」ということを会場の参加者と共有し、閉会した。

次回大会は、来年（平成30年）の10月30日に京都市で開催予定。

10月31日（2日目）

自治体向け研修会（9:00～11:00）

2日目は、環境省・消費者庁・農林水産省から食品ロス削減に関する動向等についての情報提供を行ったほか、3グループに分かれて意見交換を行った。



新・京都市ごみ半減プラン（京都市）

- 京都市では、ピーク時からの「ごみ半減」に向けて、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を、「2R（リデュース・リユース）」と「分別・リサイクル」の促進の2つを柱とした条例（愛称：京都市しまつのこころ条例）へと改正（平成27年10月施行）。また、改正条例の内容を含めた新たな施策を盛り込んだ「新・京都市ごみ半減プラン」を策定（平成27年3月策定）。
- 同プランの中で、食品ロス排出量については、ピーク時（平成12年度9.6万トン）から平成32年度までに半減（5万トン）を目指す目標を掲げた。

【2つの柱】

【11の基本施策】

「2Rの促進」
～そもそもごみになるものを減らす～

- (1) 条例に基づく、市民、事業者、京都市の協働による2Rの取組の推進
- (2) ピーク時からの食品ロス半減に向けた取組の推進
- (3) レジ袋有料化等、レジ袋削減の取組の強化
- (4) イベント等のエコ化の推進

「分別・リサイクルの促進」
～ごみは資源・エネルギー、分別・リサイクル～

- (5) 条例に基づく、徹底した分別によるリサイクルの推進
- (6) 市民の自主的な分別・リサイクルを促進する仕組みの拡充・強化
- (7) バイオマスの活用推進

【共通施策】

2つの柱に共通する施策

- (8) ごみ減量に関する啓発・支援の充実・強化
- (9) 大学・企業等との連携の推進
- (10) 国、事業者、各種団体等への提案・提言
- (11) 引き続き検討が必要な施策

2Rの推進項目

2Rの促進のための条例改正

食品廃棄物等の2Rの促進のため、事業者・市民の実施義務(◎)・努力義務(○)を規定。

【食品廃棄物関係の規定（取組）の例】

<飲食店業者>

- ◎ 食べ残さない食事を利用者に促進するPR（小盛りメニューの紹介、市作成PR媒体の掲示等）
- 食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応（ドギーバッグ等）

<小売業者>

- ◎ ごみの少ないお買い物を消費者に促進するPR
- 量り売り等の販売方法の実施、食料品の見切り販売の実施

<市民>

- 食べ残さない食事の実践
- ごみの少ないお買い物の実践

【生ごみ3キリ運動】

食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、みみとして出す前に水を切る「水キリ」を推進。



【食べ残しゼロ推進店舗認定制度】

「生ごみ3キリ運動」の取組等を推進している飲食店や宿泊施設を認定。認定店舗には認定証・ステッカーを交付し、市ホームページで取組を紹介。



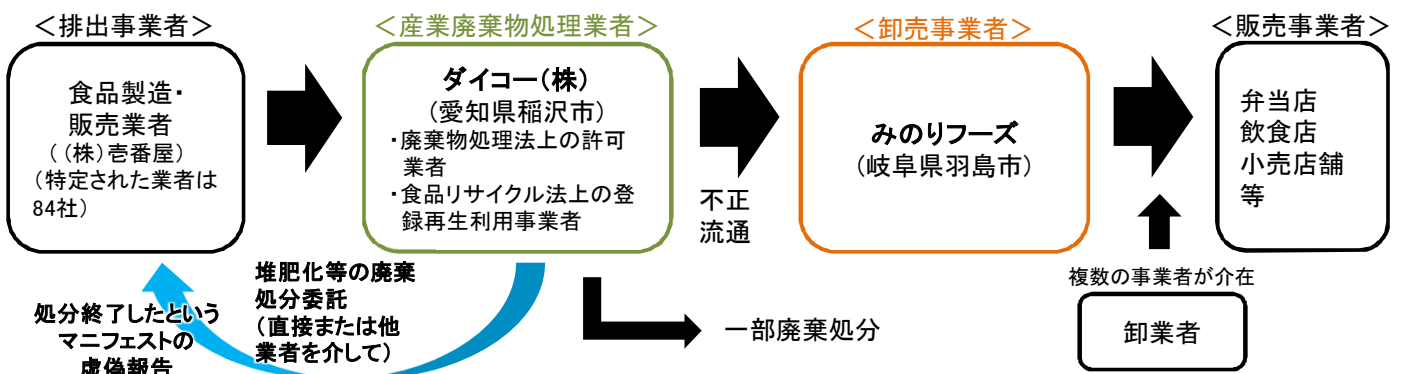
不正転売防止策の強化について

不正転売1

食品廃棄物の不適正な転売事案の概要

食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が産業廃棄物処理業者により食品として売却された事案

- ・平成20年 食り法に基づく再生利用事業者の登録を受ける(平成25年に更新)。
(平成22年頃から過剰保管、平成24、25年頃から発酵施設が未稼働と推測。本社工場の他に無届けの場所に不適正保管)
- ・平成28年1月 事案発覚。(株)吉番屋から愛知県に対し、排出した産業廃棄物(冷凍ビーフカツ)が処理されず、不正転売されたと報告(全国的な調査(動植物性残渣を処理する約1,800施設)を実施し、同様の事案がないことを確認)
- 2月～ 愛知県が改善命令及び排出事業者に回収を指導。
- 3月10日 食り法に基づくダイコー(株)の登録を取消。
- 6月 愛知県が排出者不明の廃棄物について廃棄物関係団体等の協力を得て撤去開始。
- ・平成29年1月まで 廃棄物処理法違反等により有罪判決(ダイコー、みのりフーズの関係者ら3名)、刑が確定。
- ・平成29年2月 愛知県において、回収、撤去完了。



現状認識

- 食品廃棄物が最終処理されずに不正転売
→食品として販売され、消費者の不安を招いた
(健康被害は確認されていない)
→消費者の信頼の確保が必要

基本的な考え方

- 再発防止等に向けて、現時点で対応可能な対策を取りまとめ
- 本事案の全容解明に向けた迅速かつ適切な調査
→法令違反が確認された事業者には厳正に対処
→今後、必要に応じて更なる対応を検討 ※食品ロス削減も必要

廃棄物処理に係る課題

- 廃棄食品が不正転売された疑い
- 【廃棄物処理法】
産業廃棄物管理票※の虚偽報告の疑い
(廃棄物を処分終了したと記載) ※マニフェスト
- 【食品リサイクル法】
登録再生利用事業者の登録要件を満たさない疑い
- 全国の処理事業者に立入検査を実施
→本事案以外の転売事例はなかった

対策

- ①電子マニフェストの機能強化(環)
・不正を検知する情報処理システムの導入等を検討
- ②廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化
・行政による廃棄物処理業者への監視体制の強化(環・農)
・適正処理の強化と人材育成(環)
- ③排出事業者による転売防止対策の強化(環・農)
・食品事業者が取り組むべき措置の指針(省令)の見直し
・食品関連事業者への要請やガイドラインの策定

食品の取扱いに係る課題

- 関係法令に違反する不適切な食品の取扱いが行われた疑い
- 【食品衛生法】無許可営業等
- 【食品表示法】表示がない商品の小売り

対策

- ①食品等事業者の監視指導の徹底(厚)
・立入検査における営業実態の把握、必要な措置の要請
- ②食品表示の適正化(消)
・地方公共団体に業務用加工食品表示の適正化の周知を要請(小売店舗による、仕入れた加工食品の表示確認が重要)

同種事案発生時の対策

- ①関係機関の緊密な連携
・廃棄物部局と食品部局の連携
- ②消費者への注意喚起等(消・厚)
・「食べてはいけない食品」を周知
(広報手段の拡充)
- ③健康被害の早期把握(消・厚)
・24時間365日の万全の対応
(保健所等→厚労省→消費者庁)

40

- ダイコー(株)が食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者であったことを受け、**環境省・農林水産省等が共同して、全ての登録事業者に対して立入検査を実施。**
- 今後、廃棄物処理法に基づく地方公共団体の対応と連携しつつ、国による報告徴収等の積極的な実施により**登録事業者に対する指導・監督を強化。**

①国による報告徴収等の積極的な実施

- 本事案を受けた対応としての**立入検査の実施**
- 新規登録・更新時の現地確認**の実施を徹底
- 登録事業者からの積極的な報告徴収・立入検査の実施、必要に応じた登録の取消し等

②地方公共団体との連携強化

- 申請者が廃棄物処分業を行う**自治体での行政指導等の状況**を国が照会し、審査時に参照
- 自治体での行政指導の状況を定期的に照会
- 国による立入検査と、地方公共団体による廃棄物処理法に基づく立入検査との連携

41

全ての食品関連事業者



リスクに応じた追加的な措置

■ 転売防止の観点でも**まずは食品リサイクルの適確な実施の確保のための取組を徹底**

- ・食品循環資源の適正な管理
- ・処理委託先における肥飼料等の製造状況・利用状況の定期的な確認 等

■ 自らの事業に伴い排出された食品廃棄物等の処理について最後まで責任を負うとの**排出事業者責任**を重く再認識(**第三者に任せきりでは責任を果たせなくなるおそれ**)

■ **再生利用事業者等との信頼関係の強化**等により食品リサイクルに**主体的に取り組む**

■ 廃棄される**食品の性状(固形・液状等)、荷姿、消費・賞味期間の長さ、発生量等**に応じて、あるいは排出される場面に依りて、転売のリスクを考慮しつつ、追加的に転売防止措置を検討。

■ 転売のリスクが相対的に高いと考えられる場合に、通常の業務管理に加え、**取組を柔軟に選択して実施**。

■ (焼却処理が確実との意見も多かったが、)**食品リサイクルの取組の促進と転売防止のための措置を同時に達成**するよう取り組むことが重要。

食品循環資源の再生利用等の実施の原則(第1条)

- ・食品循環資源の再生利用等を実施する際に、**不適正な転売を防止するため適切な措置を講ずる旨**、またその際に当該措置が**再生利用の阻害につながらないようにする**。

食品廃棄物等の収集又は運搬の基準(第5条)、委託の基準(第6条)

再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準(第7条)、左記の委託及び譲渡の基準(第8条)

- ・食品廃棄物等の性状又は発生の状況を勘案し、**追加的に転売防止措置が必要と認められる場合には、食品廃棄物等が食用と誤認されないよう適切な措置を講ずる**(第5条、第7条)。
- ・委託先において委託の内容どおり収集、運搬及び再生利用されるよう確認する措置を講ずる(第6条、第8条)。
- ・委託先における特定肥飼料等の**製造状況に加え、利用状況の確認**を行う(第8条)。
- ・特定肥飼料等の製造を行う者の再生利用の実態や、周辺地域における当該再生利用に係る公示された料金等を踏まえ、**適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定する**。(第8条)

- 位置付け
 - 改正された食り法の判断基準省令の新たな規定に基づき、不適正な転売防止のための取組が適確に実施されるよう、取組指針を示すもの。
- 主な内容
 - 廃棄物処理法に基づく排出事業者の責務
 - 具体的な取組例の紹介
 - 信頼関係の構築
 - 処理委託時
 - 引渡し時
 - 処理終了時

食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドライン

平成29年1月
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

不正転売7 食品廃棄物の不正転売事案の再発防止策と対応状況(まとめ)

1) マニフェストの虚偽記載等の防止と電子マニフェストの機能強化

- ① マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化 (廃棄物処理法を改正 (H29.6.16公布))
(改正前: 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→改正後: 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
- ② 電子マニフェストにおいて 不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステム を改修中 (H28~29年度)

2) 廃棄物処理業者に係る対策: 透明性と信頼性の強化

(監視体制の強化)

- ① 都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る 立入検査マニュアル を策定 (H28.6.21通知済)

(処理状況の積極的な公開と優良な処理業者の育成)

- ② 廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請 (H28.10に全国産業廃棄物連合会が実地確認チェックリストを策定)
- ③ 優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会(全食リ連)に 自主基準の策定や評価制度の構築を要請済み (検討経費の一部を環境省が支援)。

(許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化)

- ④ 許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じることができるようにする。
(廃棄物処理法を改正 (H29.6.16公布))

3) 排出事業者に係る対策: 食品廃棄物の転売防止対策の強化

- ① 食品リサイクル法における 食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の改正 及び転売防止の取組強化のための 食品関連事業者向けガイドラインの策定 (H29.1.26)
- ②、③ 排出事業者の責任の徹底 (H29.3.21)、排出事業者向けチェックリスト (処理状況の確認等) の活用 (H29.6.20) について、都道府県等への通知
- ④ 許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け (廃棄物処理法を改正 (H29.6.16公布))

参考資料

SDGs 1

SDGs(持続可能な開発目標)の合意

- 2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダは、持続可能な開発目標(SDGs: 17ゴール(下記)、169ターゲット)を中核とする2016年以降2030年までの国際目標。
- ゴールの多くが環境関連。「誰一人取り残されることがない」「経済・社会・環境に関する課題が初めてひとつの目標に統合」「先進国・途上国を問わず全ての国に適用される普遍性」の3つの特徴。
- 採択にあたっての国連サミットでは、安倍総理が演説し、気候変動、3R等の循環型社会形成の知見や取組を世界に共有することで、日本がアジェンダ実施に最大限努力することを表明した。
- 政府一体となってSDGsに取り組むため、本年5月に閣議決定により総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「SDGs推進本部」を設置し、12月に実施指針を決定。

17のSDGsのうち12の目標(下線)は達成基盤として資源と環境に直接的に言及

1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食料安全保障
3. 健康・福祉
4. 万人への質の高い教育、生涯学習
5. ジェンダー平等、女性の能力強化
6. 水・衛生の利用可能性
7. エネルギーへのアクセス
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等削減
11. 持続可能な都市
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な使用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化



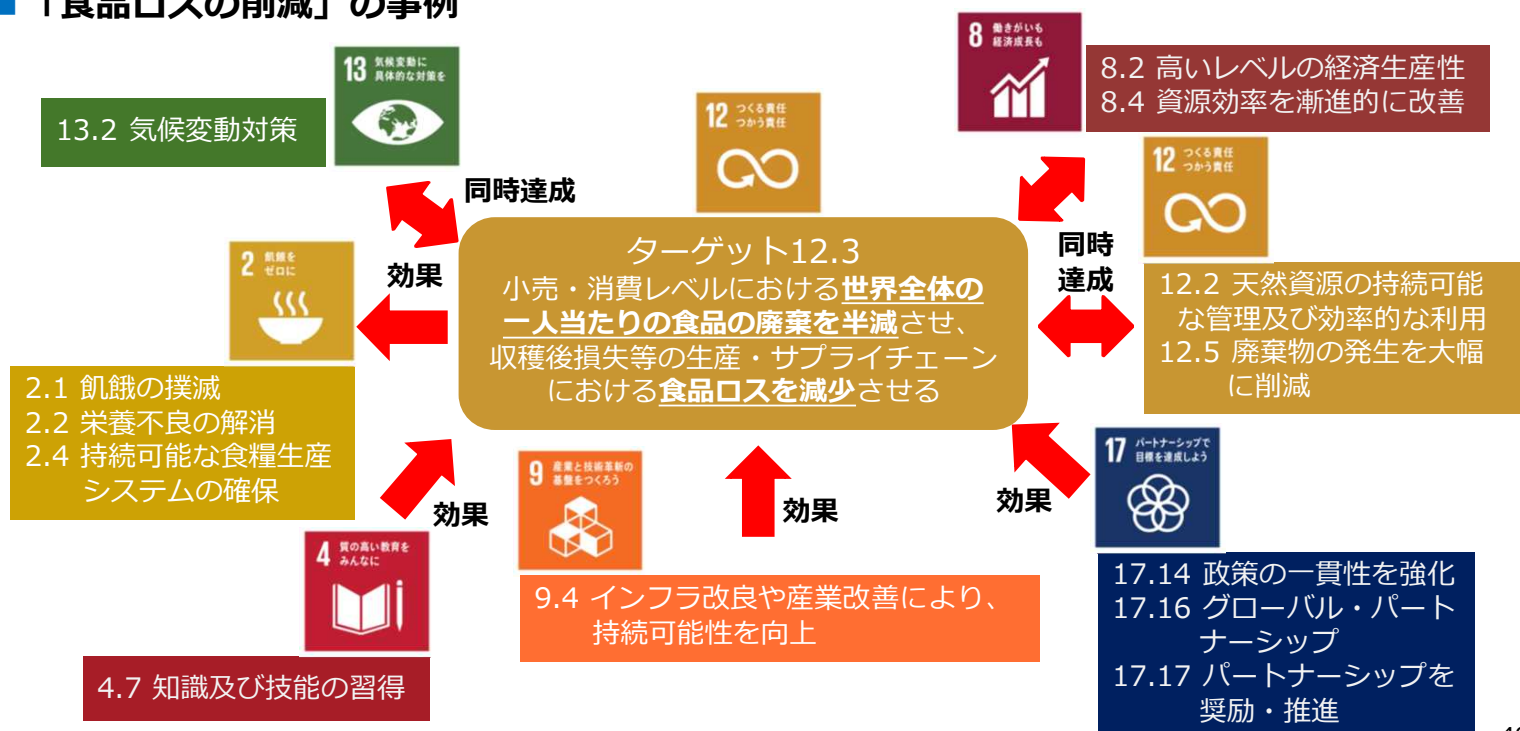
第1回「SDGs推進本部会合」にてご発言される安倍総理
平成28年5月20日(官邸)

- 12.1 **持続的な消費と生産に関する10年枠組みプログラム (10YFP)** を実施し、先進国主導の下、開発途上国の開発状況や能力を勘案し、すべての国々が対策を講じる。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの**食品廃棄物を半減**させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、**製品ライフサイクルを通じて化学物質やすべての廃棄物の環境に配慮した管理を達成**し、大気、水、土壌への排出を大幅に削減することにより、人の健康や環境への悪影響を最小限に留める。
- 12.5 2030年までに、**予防、削減、リサイクル、及び再利用 (リユース)** により廃棄物の**排出量を大幅に削減**する。
- 12.6 大企業や多国籍企業をはじめとする企業に対し、持続可能な慣行を導入し、**定期報告に持続可能性に関する情報を盛り込むよう奨励**する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って**持続可能な公共調達**の慣行を促進する。
- 12.8 2030年までに、あらゆる場所の人々が**持続可能な開発および自然と調和したライフスタイル**に関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、**持続可能な生産消費形態を促進する科学的・技術的能力の強化を支援**する。

48

- SDGsのゴールとターゲットは統合され、不可分のものであり、環境・経済・社会の持続可能な開発の3側面を統合的に向上する必要がある。
- 環境が人類の生存基盤であり、社会経済活動は良好な環境があって初めて持続的に行うことができる。環境と関わりの深いゴールの達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要。

■ 「食品ロスの削減」の事例



SDGsステークホルダーズ・ミーティング第3回会合(H29. 3)

- SDGsの達成のためには、多様な取組及び創意工夫が必要という特徴がある。このため、率先して取り組む企業等の事例を共有する場としてステークホルダーズ・ミーティングを開催している。
- 第3回会合では、食品廃棄物に焦点を当て、食品廃棄物削減のための取組を、SDGsの観点とどのように結び付けて進めているかを、東京都環境局、ユニー株式会社、株式会社日本フードエコロジーセンターの3者より発表。

2030アジェンダ達成に向けたG7協調行動ワークショップ(H29. 6@ベルリン)

- SDGsのゴール12「持続可能な消費と生産」の達成に向けワークショップを開催し、以下の点について議論。
 - ・ SDGsゴール12達成に向けた効果的なアプローチ
 - ・ G7各国政府をはじめとする各種ステークホルダーの連携や今後の方向性
- この他、ユニー株式会社より、スーパーマーケットが食品廃棄物の削減に果たせる役割について、株式会社日本フードエコロジーセンターより、リサイクルループの構築や、農業高校との連携等を通じた食育活動、大学・学術機関等と協力したエコフィードの研究・開発等の取組について紹介。



世界フードサミット(H29. 8@デンマーク)

- デンマーク環境省主催の世界フードサミットに伊藤環境副大臣が出席し、我が国の食品ロス削減に係る取組について発表。